

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	<p>大崎町は、鹿児島県の東南部に位置し、志布志湾に面している地域である。東西約8km、南北約18kmで、7kmの景観に富む白砂青松の海岸線を有し、総面積は100.67km²。地勢は、町の中央部を100mの等高線が横断し、南北に大別される。南部は志布志湾から北に向かってゆるやかな勾配をなし、北部は標高150~200mの丘陵地帯となり、3つの河川が南流し志布志湾に注いでいる。南部はこの河川に沿って水田地帯がひらけ、その中間が大地となり畑地を形成しています。また、北部は畑地が主であるが、全体として山林原野が多くなっている。</p> <p>(洪水・津波：ハザードマップ)</p> <p>本町に最も大きな被害をもたらすものと想定されるものは南海トラフ巨大地震で、発生した場合、地震発生後40分以内（1メートルの津波）に津波が志布志湾に到達し、本町沿岸では、最大7.3メートルの津波が予想されている。</p> <p>(土砂災害：ハザードマップ)</p> <p>当町のハザードマップによると、土石流危険箇所は10箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は56箇所、土砂災害（特別）警戒区域は1箇所計67箇所と危険箇所が多数指定されており、町内全域において地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある。</p> <p>(地震：J-SHIS)</p> <p>地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で15.9%以上の確率で発生すると想定され、南海トラフ巨大地震、種子島東方沖地震では、当町の多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され、一部の地域で震度6強に達すると想定されており、地震動による建物被害、火災被害、ライフライン等被害、建物の倒壊・焼失等による人的被害等が予測される。</p> <p>(その他)</p> <p>当町は、水に対して極めて軟弱なシラス土壌によって形成されていることに加え、台風や集中豪雨の頻度も高い。このため、崖崩れ、地すべりによる土木施設・家屋などの被災、河川の氾濫による農地・農業用施設の埋没・浸水など災害が発生しやすい。</p> <p>(感染症)</p> <p>新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。</p> <p>(2) 商工業者の状況</p> <p>大崎町は農林畜産業が基幹産業であるが、假宿地区の商業集積地から町境の菱田地区まで国道220号線沿いは小売業、サービス業、飲食業が連なる。また、志布志湾に面していることから永吉地区から横瀬地区の沿岸部においては水産加工業が存在する。</p> <p>商工会実態調査における業種構成においては、比率の高い順から小売・卸売業（28%）、サービス業（26%）、建設業（14%）となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業者等数 460人（令和2年12月現在） ・小規模事業者数 432人（令和2年12月現在）

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	66	62	町内に各地区に広く分散しており、一部の地区においては土砂災害のリスクがある。
	製造業	56	49	水産加工業は津波被害が想定される沿岸部の地区に多く見られる。
	卸小売業	130	122	假宿地区的商業集積地に多く存在し、震災時に大きな津波被害が想定される。
	飲食・宿泊業	41	38	卸小売業と同様に假宿地区的商業集積地に多く存在し、震災時に大きな津波被害が想定される。
	サービス業	120	115	町内に各地区に広く分散しており、一部の地区においては津波灾害、土砂災害のリスクがある。
	その他	47	46	野方地区に多く存在するが、大きなリスクは想定されていない。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災ガイドマップ・防災マップの作成
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・鹿児島県火災共済協同組合、株山興商会エール保険事務所鹿屋支店と連携した損害保険への加入推進

II 課題

災害時の準備・備えがなされているない事業所が見られ、特に小規模事業者が多い。

また、当会においても現状、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・平成27年に当町が修正した「大崎町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や大崎町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

○災害リスクの周知に関する目標

項目	現状	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
専門家派遣件数	未実施	2	2	2	2	2
セミナー開催件数	未実施	1	1	1	1	1
事業者BCP策定件数	未実施	5	10	10	10	10

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合、㈱山興商会エール保険事務所鹿屋支店とBCP策定関連の巡回指導時に同行訪問を依頼し、自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・東京海上日動火災保険㈱鹿児島支店鹿屋支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした「事業継続力強化計画」支援セミナー、「簡易版BCP」作成ミニワークショップセミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関（そお鹿児島農業協同組合等の町内各種団体）への普及啓発ポスター掲示依

頼、セミナー等の共催。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称) 大崎町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPへの掲載やチラシによる周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

○事業者 BCP 等の取組状況の確認について

項目	現状	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
事業者 BCP	未実施	-	5	15	25	35
フォローアップ件数						

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度 6 弱の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、大崎町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

被害状況の報告の基準は以下の通り。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・大崎町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当町より鹿児島県へ報告する。

様式①

鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 指定（メールアドレス：jantai@pref.kagoshima.lg.jp）

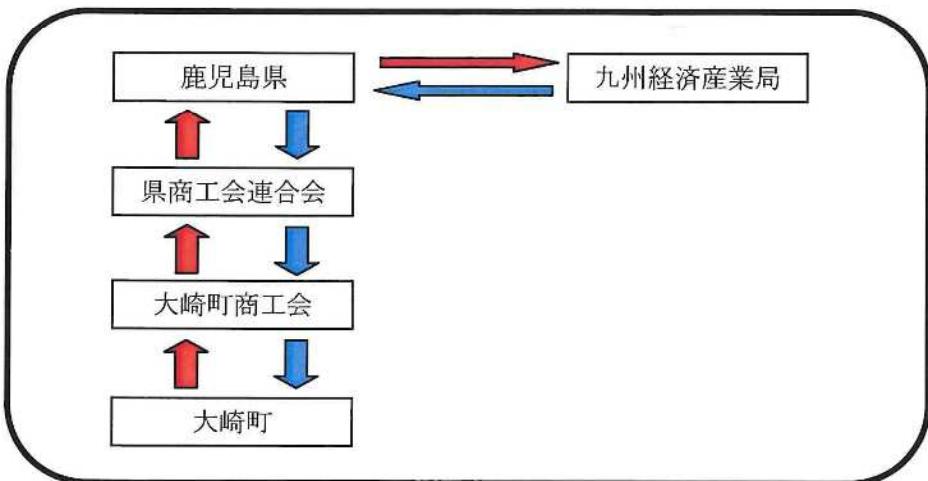
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態報告票

報告者：
電話番号：

メールアドレス：

報告項目	(被害額) 现在、千円						報告状況 ※複数回答可
	被害額 未回答	被害額 未回答	被害額 未回答	被害額 未回答	被害額 未回答	被害額 未回答	
1	0	0	0	0	0	0	
2	0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	0	
4	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	
6	0	0	0	0	0	0	
7	0	0	0	0	0	0	
8	0	0	0	0	0	0	
9	0	0	0	0	0	0	
10	0	0	0	0	0	0	
11	0	0	0	0	0	0	
12	0	0	0	0	0	0	
13	0	0	0	0	0	0	
14	0	0	0	0	0	0	
15	0	0	0	0	0	0	
16	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	
18	0	0	0	0	0	0	
19	0	0	0	0	0	0	
20	0	0	0	0	0	0	

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。
- ・連携先の保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和2年12月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<p>大崎町商工会 事務局長</p> <p>大崎町商工会 法定経営指導員</p>	<p>大崎町 企画調整課長</p> <p>大崎町 企画調整課</p> <p>大崎町 総務課</p>
<p>連携 連絡調整</p>	<p>確認 連携</p>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該法定経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 宇都 満宣（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） 以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。 <ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画や実行・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会、関係市町村連絡先	
①商工会 大崎町商工会 〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿 1032 TEL : 099-476-0136 / FAX : 099-476-01990 E-mail : oosaki-s@kashoren.or.jp	
②関係市町村 大崎町 企画調整課 商工振興係 〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 TEL : 099-476-1111 / FAX : 099-476-3979 E-mail : mati@town.kagoshima-osaki.lg.jp (企画調整課メールアドレス)	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	290	390	390	390	390
・専門家派遣費	100	200	200	200	200
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	120	120	120	120	120
・チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、大崎町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 代表者：理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 榎山興商会エール保険事務所鹿屋支店 代表者：支店長 吉松 佑哉 住 所：鹿児島県肝属郡肝付町富山1534-1
(3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 代表者：支社長 宮城 尚 住 所：鹿児島県鹿屋市新川町600番地
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。 ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 榎山興商会エール保険事務所鹿屋支店 (1)と同様の役割に加え、(3)の情報、ノウハウについて仲介を行う。 (3) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店 鹿屋支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。

連携体制図等

